事務連絡 令和2年7月10日

(九州)

水産多面的機能発揮対策事業 都道府県担当課長 殿

水産庁漁港漁場整備部計画課長

梅雨前線に伴う7月3日からの大雨による被害に対する水産多面的機能発揮 対策事業の活用について(留意点)

平素より、水産多面的機能発揮対策事業に関して特段のご理解とご高配を賜り感謝申し上げます。貴県下におかれては、今般の大雨による流木やごみの回収等漁場環境等への被害防止に向けた初動対応が鋭意進められていることと存じます。その際の水産多面的機能発揮対策事業の活用につきましては、過日、7月6日付け事務連絡により連絡したところですが、以下の点に留意の上、効果的かつ積極的に取り組んでいただきたく、よろしくお願い致します。

この旨を、貴管下の活動組織、地域協議会、漁協等系統団体及び市町村に対して周知するとともに必要な指導・助言を行っていただきますようお願い致します。

- 1. 今回の大雨による被害が激甚災害に指定された場合には、水産多面的機能発揮対策 事業の特例措置として地方負担額の上乗せを伴わなくとも採択可能とするなどの措置 が講じられることになりますので、具体的な追加予算配分の規模の検討を進めてくだ さい。特例措置の適用開始は、激甚災害の指定の内容と連動するため現時点で予断で きませんが、当課では7月3日の活動から対象にするべく検討しています。
- 2.7月3日以降に漁業者等により行われた流木等の回収処理作業が対象となりますので、 支援の適格性を確保するため、活動の内容や場所、活動に参加した者の特定などに必 要な記録(写真等)を確実に取り付けるようにしてください。
- 3. 流木等の回収処理が必要な海域に活動組織が存在していない場合には、地元漁業関係者や市町村と連携して活動組織を早期に設立することを検討してください。状況によっては、新たな活動組織の設立によらず、近隣活動組織の協定面積を拡大するなど活動計画を変更することで対応することも検討してください。その際、書面決議など手続きの簡素化の工夫をしてください。

お問い合わせ先

水産庁計画課企画班(城崎、石田、鈴木) TEL:03-3501-3082

メール kazuyoshi_josaki670@maff. go. jp kaori_ishida660@maff. go. jp kazuki suzuki690@maff. go. jp